

和歌山県県内事業者事業継続推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）を受け、その事業活動に著しい支障を生じた県内中小企業者等の事業継続を支援するため、県内中小企業者等が実施する事業継続のための事業、危機的状況を乗り越えるための事業及び安全・安心を確保するための事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費等)

第2条 この補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）、補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額については、次の表のとおりとする。

区分	対象の要件
I 補助対象者	<p>次の（1）及び（2）のいずれも満たす者であること。</p> <p>（1）次のア及びイのいずれも満たす者であって、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたものであること。</p> <p>ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者その他これらと同等と認められる者（以下「中小企業等」という。）であって、県内に事務所又は事業所を有するものであること。</p> <p>イ 令和2年2月から5月までの期間におけるいずれかの月の売上高が、前年の同月等における売上高と比べて20%以上減少した者であること。</p> <p>（2）（1）に該当する者のうち、次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する中小企業等（みなし大企業）である者</p> <p>（ア）発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等である者</p> <p>（イ）発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等である者</p> <p>（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等である者</p> <p>イ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>ウ 営業に関して必要な許認可等未取得していない者</p> <p>エ 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人</p> <p>オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第</p>

	<p>122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業(店舗型性風俗特殊営業に限る。)に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者</p> <p>カ 政党その他の政治団体</p> <p>キ 宗教上の組織又は団体(ただし、旅館業法(昭和23年法律第138条)第3条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、知事が別に認める宿泊施設を運営するものを除く)</p> <p>ク 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者</p>
II 補助事業	<p>次の1及び2のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 令和2年4月1日以降に着手した事業であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する事業(完了した事業を含む。)であること。</p> <p>(1) 事業継続のための事業</p> <p>(2) 危機的状況を乗り越えるための事業</p> <p>(3) 安全・安心を確保するための事業</p> <p>2 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 補助対象経費の総額が30万円以上であること。</p> <p>(2) 国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴って、新たな取組を行うものであること。</p>
III 補助対象経費	補助事業の実施に必要な経費(ただし、マスクの購入経費は除く。)
IV 補助率	3分の2以内(上限100万円)
V 補助金の額の算定方法	補助対象経費に補助率を乗じて得た額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる)と、100万円とを比較して少ないほうの額

(交付申請書の添付書類の様式等)

第3条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

事業の区分	添付書類	様式
i) 補助金の交付申請の日において既に完了している事業	(1) 事業結果概要書(その1)	(別記第1号様式)
	(2) 収支決算書	(別記第2号様式)
	(3) 事業収入(売上)を得ていることが確認できる書類	
	(4) 売上高が前年同月等と比べて20%以上減少したことが確認できる書類	
	(5) 経費の精算根拠が確認できる書類	
	(6) 誓約書	(別記第3号様式)
	(7) 役員名簿(法人の場合)	(別記第4号様式)
	(8) その他知事が必要と認める書類	

ii) 補助金の交付申請の日において未了である事業	(1) 事業計画書	(別記第5号様式)
	(2) 収支予算書	(別記第6号様式)
	(3) 事業収入(売上)を得ていることが確認できる書類	
	(4) 売上高が前年同月等と比べて20%以上減少したことが確認できる書類	
	(5) 経費の積算根拠が確認できる書類	
	(6) 誓約書	(別記第3号様式)
	(7) 役員名簿(法人の場合)	(別記第4号様式)
	(8) その他知事が必要と認める書類	

(交付の条件)

第4条 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) 前号の財産は、第8条第2項に定める期間内において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 前号の規定により知事の承認を得て第2号の財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (5) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(事業の中止等)

第5条 補助事業者は、前条第1号の規定により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業遅延等の報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに事業遅延等報告書(別記第8号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

実績報告書の提出を要する事業	添付書類	様式
第3条の表の事業の区分の欄のii)に該当する事業(同表の区分の欄のi)に	(1) 事業結果概要書(その2)	(別記第9号様式)
	(2) 収支決算書	(別記第2号様式)
	(3) 経費の精算根拠が確認できる書類	

該当する事業は含まない。）	(4) その他知事が必要と認める書類	
---------------	--------------------	--

(財産の管理等)

第8条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

(収益納付)

第9条 知事は、補助事業の実施期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により補助事業者に収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

(交付申請の日以前に完了した事業の取扱い)

第10条 補助金の交付申請の日以前に完了した事業の実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条に規定する補助金等の交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 交付申請の日以前に完了した事業に係るこの補助金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。